

お客様各位

エアコン丸洗い株式会社
代表取締役 西村直人

エアコン洗浄サービス商品の見積書を提出するに当たり下記のお願い事項を提出させていただきます。

お客様へのお願い事項

- 1 . 洗浄対象エアコンに関しては、メーカー製造後 9 年以内とする。**
9 年以上の機種に関しては次の事情を考慮上、発注をお願いいたします。
電気用品取締法では、製造後最低 9 年間は修理用の部品供給の義務をメーカーに課しています。
大手メーカーの部品供給実績は、各社 15 年程度であるが、9 年以上の機種に関しては、洗浄作業に伴い故障が発生した場合、部品供給が不能と回答するメーカーもあります。各社共 15 年を超えての機種に関しては部品供給を望めない環境でありますので、15 年以上のエアコンに関しては洗浄作業の受注対象外であります。
- 2 . 洗浄サービスの保証期間に関しては、3 ヶ月以内とする。**
洗浄に起因して派生した故障かどうか不明の場合は、その判定はメーカーサービスの判定に従います。一般に電気製品の修理の保証期間は各メーカー 3 ヶ月以内であり、これに順じて定めます。
- 3 . 室内機のみ洗浄した場合、室外機の故障に関しては、故障との因果関係はないので保証の対象外とします。**
- 4 . 洗浄対象機種が 9 年をオーバーしており、部品供給不能の状況にて弊社から 1 年以内に新製品に入れ替えた場合は、新製品に対して洗浄代返却の代弁方法を採用します。**

以上